

平成21年 5月29日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 松本 健二 殿

大阪大学総務部長
後 藤 宏 平



団体交渉の申入れに対する回答

平成21年5月22日付けで貴組合から団体交渉の申入れがあった件については、以下のとおり回答させていただきます。

1. 6月期賞与について

大学の考え方は、同年5月8日付けの通知文書で教職員各位にお知らせしているとおりですが、既に新聞報道等でご承知のように、昨年来の急激な経済情勢の悪化を受け、民間企業における今夏の賞与は大幅な減少となる見込みであり、これを踏まえ、5月1日には、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）に定める期末・勤勉手当の支給月数の一部を凍結することを適当とする旨の臨時の人事院勧告が行われ、同月15日には、給与法の一部を改正する法律案が閣議決定されたところです。

また、国立大学法人の給与（賞与を含む。）については、国立大学法人法第35条の定めにより、独立行政法人通則法第63条の規定が準用されることとなっており、同条第3項では、「法人の職員の給与及び退職手当の支給の基準は、当該法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない」旨規定されております。

他方、大学の場合、給与規程は、期末手当、業績手当等の額を「その期ごとに決定する」と定めております。

このことから、人事院勧告の内容や給与法の改正動向を勘案しつつ、その額を決定したいと考えております。

ご存知のとおり、我が国の財政赤字は778兆円（平成21年3月末現在）にまで膨れ上がり、人件費の大半を運営費交付金（＝税金）で賄わざるを得ない国立大学の置かれている現状や、関係法令等に対する考え方・方針等について、教職員の皆様にご理解をいただくため、先の通知文書は発出したものです。

なお、教職員に対して支給日に賞与を支給するためには、事務手続等を早急に進めざるを得ないことをお含み置き願います。

2. 教員の定年年齢引上げに係る取り扱いについて

教員の定年年齢の引上げについては、平成21年3月30日の臨時役員会において定年延長で対応することを正式に決定したところであり、今後、その具体案（旧大阪外国語大学から身分を承継した教員についての給与面等を含む。）について検討する予定です。

3. 構内交通規制について

これまでにも繰り返し説明しているように、大学では、大学の施設管理権を明確化し、大学構内における交通の安全及び教育研究の環境保全を図ることを目的として、「大阪大学構内交通規制実施規程」を定め、車両による入構制限等を実施しております。

この規程は大学全体に共通する規程であり、これを箕面地区にも適用することは、統合前の平成19年9月21日に開催された大阪大学・大阪外国語大学統合推進協議会においても了承されております。

これらを受け、箕面地区においても、吹田地区及び豊中地区と同様、入構・駐車整理業務に要する経費及び施設・設備等に係る経費については、大学が管理の必要から負担するもののほか、入構・駐車の手続きを受けた教職員等にも、原因者負担の観点から、これを負担していただくこととしており、箕面地区のみを別扱いする考えはありません。

よって、貴組合の「箕面地区の入構・駐車料徴収を直ちに停止すること」との要求には応じることができません。

また、経費については大学全体で管理等を行っており、地区別に管理しているものではないため、箕面地区に限っての収支をお示しすることはできません。

なお、平成20年度の構内交通規制に係る収支決算は、近々、お知らせする予定としておりますので、その旨お含み置き願います。

4. 外国人特任教員の赴任・帰国旅費等について

旧大阪外国語大学で雇用されていた外国人教師及び外国人招へい教員（以下「外国人教師等」という。）が統合後も引き続き大阪大学に雇用されることになった場合、その労働条件等は「従前の例による」としてとされております。

また、大学の場合、外国人教師等については新たな雇用は行わないこととし、それらの教育研究等を担当する教員は、任期付常勤教員として雇用することとしておりますが、この任期付常勤教員は、任期の定めのない常勤教員と同様、国籍を問わずに雇用するものであり、大学としては帰国旅費等を支給しないこととしておりますので、その旨ご理解願います。

なお、外国人の特任教員に対する赴任旅費等の事前支給については、制度の趣旨及び業務効率の観点から、現時点ではこれを実施する考えは大学にありません。

5. その他

以上のほか、非常勤職員については、通勤手当を含んだ年収ベースから各職務給

額を算出していること、及び統合前から在職し、統合後も引き続き雇用している者には、その業務内容のみによらずに、通勤手当額を含んだ金額をもとに時間給額を決定していることから、貴組合の「いまだに通勤手当が支給されていない。」との主張は事実と反していることを申し添えます。

以 上